

短期給付の提出期限を変更します

療養費や傷病手当金などの短期給付の請求は、毎月25日が提出期限ですが、業務量の増加により令和6年7月から毎月20日(当組合必着)に変更しますのでお知らせします。

なお、所属所における提出期限は異なりますので、共済事務担当課へお問い合わせください。

令和6年6月まで毎月25日  令和6年7月から毎月20日(当組合必着)

上記記事に関するお問い合わせは

保健課

☎028-615-7816